

令和 3年 1月28日

新型コロナウイルス感染症に係る情報共有を行う場合は、以下に留意してください。
なお、本留意事項は、状況により適宜見直しを行い、内容を修正することがあります。

①情報共有の目的

感染またはその疑いが発生した場合において、その情報を関係する機関及び介護事業所等の中で共有することにより、感染拡大の防止を図るため。

②情報共有の基準

1. 職員または利用者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
2. 保健所が職員または利用者を濃厚接触者と認め、PCR 検査等を実施する場合
3. 1 または 2 であって、感染に関与またはその可能性がある事業所間で情報共有が必要な場合

③情報共有の順序

1. 必ず、保険者（東三河広域連合）及び新城市に報告を行ってください。
2. 事業所の判断に基づいて、必要な範囲内で情報共有を行ってください。

④情報共有の内容

1. 感染者の行動（サービスの利用）履歴について
2. ②の事案の判明後及び今後の事業所の対応について

⑤情報共有の際の注意点

1. 以下資料などを参考に、適切な情報共有を行ってください。

○厚生労働省「介護保険最新情報 Vol. 791」

○東三河広域連合「新型コロナウイルス感染症の疑い発生に係るチェックリスト」

2. はいっぴネットワークでの情報共有を行う場合は、「プロジェクト作成方法」を参照のうえ、事業所が案件ごとに新規プロジェクトを立ち上げてください。市から事業所向けに情報発信している掲示板「事業所向け情報共有掲示板」は「新型コロナウイルス感染症」情報共有に使用しないでください。操作方法の不明点は、高齢者支援課へお問い合わせください。
3. 最初に②の事案を確認した事業所がプロジェクトを立ち上げてください。
4. はいっぴネットワークでの情報共有を行う場合は、当該事案が完結するまで情報共有を行ってください。
3. はいっぴネットワークでの情報共有を行った場合は、一定期間が経過したあと、プロジェクトの削除を検討してください。ただし、事前にプロジェクトのメンバーに通知してください。
4. 当該事業所、職員及び利用者への誹謗中傷・拒否行為などはやめてください。
5. 共有された情報は、重要情報であるという認識を持ち、第三者へ提供するなどの行為はやめてください。